



ドラム缶爆発後の対応・処分について

質 問

- ①相談者： 弁護士
- ②相談案件：ドラム缶の爆発事件
- ③相談内容：産業廃棄物として引き取ったクローズド・ドラム缶の蓋を溶断しようとしたら爆発し、作業者が死亡した。廃棄物処理法の立場で事故防止のための原則の処理手順、注意事項、などを示して欲しい。

回 答

- ① 爆発した原因はドラム管に残留又は付着していた発火性の強い液体が気化し、それに火花が触れたため。
- ② 特別管理産業廃棄物に該当。
- ③ 可燃性廃油が残留するドラム缶を処理委託する場合、委託契約書又は廃棄物情報シートにて通知必要。
- ④ マニフェスト伝票の有害物質欄又は備考欄に内容物を記載必要。
- ⑤ ドラム缶本体にも、火気厳重注意などの標示が必要である。
- ⑥ 遵守されない場合は委託基準違反となるおそれがある。

